

受動喫煙防止対策について

岩手県奥州保健所 保健課

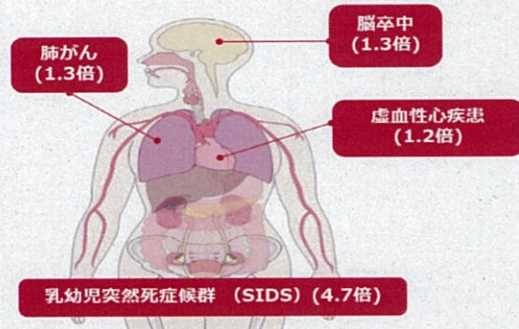
健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号) 概要と背景

【基本的考え方】

- 1 「望まない受動喫煙」をなくす
- 2 受動喫煙による健康被害が大きい子ども、患者に特に配慮
- 3 施設の類型・場所ごとに対策を実施

【受動喫煙による人体への影響】

受動喫煙によってリスクが高まる病気



() …受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べ、病気になるリスクが何倍か

出典 「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、
国立がん研究センターがん情報サービス

受動喫煙による年間死亡数推計値

	男性	女性
肺がん	627	1,857
虚血性心疾患	1,571	2,888
脳卒中	2,325	5,689
小計	4,523	10,434
乳幼児突然死症候群 (SIDS)	73	
合計	15,030 (人)	

※各疾患の死亡数の何%が受動喫煙によるものかを計算し、その割合を2014年の死亡数に乘じ算出した。

出典 厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」

法改正に伴う変化

多数の者が利用する施設は、受動喫煙対策を講じなければならない

第1種施設 敷地内禁煙

子供や患者を守る



児童福祉施設・学校、病院・診療所、介護老人保健施設等

受動喫煙対策を推進



国・地方公共団体の行政機関

第2種施設 建物内禁煙

望まない受動喫煙をなくす



事業所、工場、ホテル、旅館、飲食店、旅客運搬業船舶、鉄道等その他多数の者が利用する施設

○基準を満たした喫煙可能室の設置が可能

- ・20歳未満の者の立入禁止
- ・喫煙可能室内での飲食禁止



義務違反時には都道府県知事が「指導」「勧告」「命令」「公表」

それでも改善が見られない場合・・・罰則適用の可能性

● 3

健康増進法改正と施行スケジュール

2018年	2019年		2020年	
7月25日	1月24日	7月1日	9月 (ラグビーW杯)	4月
				7月 (東京オリパラ)
法律公布	一部施行① (国及び地方公共団体の責務等) (公布後6ヶ月以内で政令で定める日)			
	一部施行② (学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) (公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日)			全面施行 (上記以外の施設等) 2020年4月1日



県でも敷地内禁煙開始

その他施設でも法施行



● 4

奥州保健所の喫煙対策

事業名	奥州保健所事業計画
喫煙ストップ 大作戦促進事業	1 リーダー向け研修会の実施
	2 事業所等への出前講座の実施
	3 禁煙に関する普及啓発の実施
受動喫煙防止 対策促進事業	4 施設管理者等へ説明会の実施
	5 管内事業所へ訪問・指導の実施



<職員向け取組例>

県南広域振興局独自事業「卒煙サポート大作戦」
(保健所共催)

- 1.勉強会の開催 ⇒ 2.産業医との個別面談 ⇒ 3.卒煙希望者の募集 ⇒
4.禁煙外来等の情報提供 ⇒ 5.禁煙継続者・禁煙治療終了後のフォローアップ
⇒ **卒煙達成!**